

在留カード及び特別永住者証明書の氏名表記について

- 在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となります。
（注） アルファベットは、旅券の身分事項欄に表記されているものを表記することとなります。
- 漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに併せて漢字により表記をすることができます。
（注） 在留カード等に漢字氏名が表記された場合、アルファベットの氏名と同様に「氏名」として扱われます。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合には、変更届出の義務が生じます。
- 当該漢字表記に用いる漢字の範囲等については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により定められており、新制度における市区町村との連携を考慮し、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいいます。以下同じ。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載することとしています。
（注） 正字の範囲は、次の範囲となります。
 - 1 日本工業規格（JIS）に定める次の漢字
 - ① JIS 第1水準～第4水準（JIS X 0208 及び JIS X 0213）
 - ② JIS 補助漢字（上記①を除く JIS X 0212 で定める漢字）
 - 2 法務省告示別表第一に定める漢字（176 字）
（具体例）
张 玉莲 → 張 玉蓮
- 外国人登録証明書では漢字氏名が簡体字等で表記されている場合があり、在留カード等に表記される漢字氏名と異なる字形の文字となることがありますが、表記上の置き換えを行ったものであり、氏名を変更するものではありません。
- 外国人登録証明書に記載された簡体字等の漢字氏名は、旅券等の外国政府が発行する公的資料や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は当該外国人登録証明書によって確認することができます。
（注） 外国人登録証明書を所持する外国人の方が新たに在留カード等の交付を受けた場合（市区町村で特別永住者証明書の交付を受けた場合は、申出があった場合に限ります。）には、原則として、返納された外国人登録証明書にせん孔処理を行った上で本人に返還する取扱いとなります。
なお、紛失等により外国人登録証明書を所持していない場合は、外国人の方が法務省に対して簡体字等の漢字氏名が記載された外国人登録原票の開示請求を行うことによっても確認することができます。
- 在留カード等の氏名の漢字表記についての詳細は、法務省入国管理局のホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/index.html>）を御覧ください。